

議案第188号

さいたま市総合療育センターひまわり学園条例等の一部を改正する条例の制定について

さいたま市総合療育センターひまわり学園条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年11月26日提出

さいたま市長 清水勇人

さいたま市総合療育センターひまわり学園条例等の一部を改正する条例  
(さいたま市総合療育センターひまわり学園条例の一部改正)

第1条 さいたま市総合療育センターひまわり学園条例（平成13年さいたま市条例第159号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(業務)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 児童発達支援センターは、前項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 障害児に係る次に掲げる相談支援（障害者総合支援法第5条第19項に規定する相談支援をいう。）に関すること。</p> <p>ア・イ [略]</p>	<p>(業務)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 児童発達支援センターは、前項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 障害児に係る次に掲げる相談支援（障害者総合支援法第5条第18項に規定する相談支援をいう。）に関すること。</p> <p>ア・イ [略]</p>
<p>(利用者の資格)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 障害者総合支援法第5条第19項に規定する相談支援を利用することができる者は、障害児の保護者であって、同条第20項に規定する主務省令で定める便宜を受けようとするもの又は障害者総合支援法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等に該当するものとする。</p>	<p>(利用者の資格)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 障害者総合支援法第5条第18項に規定する相談支援を利用することができる者は、障害児の保護者であって、同条第19項に規定する主務省令で定める便宜を受けようとするもの又は障害者総合支援法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等に該当するものとする。</p>

<p>(使用料)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 法第21条の5の29第1項に規定する肢体不自由児通所医療を受けた児童に係る法第6条の2の2第8項に規定する通所給付決定保護者は、当該肢体不自由児通所医療について、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から法第21条の5の29第2項の規定による肢体不自由児通所医療費の額を控除した額を児童発達支援センターの使用料として、市長に納付しなければならない。</p>	<p>(使用料)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 法第21条の5の28第1項に規定する肢体不自由児通所医療を受けた児童に係る法第6条の2の2第9項に規定する通所給付決定保護者は、当該肢体不自由児通所医療について、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から法第21条の5の28第2項の規定による肢体不自由児通所医療費の額を控除した額を児童発達支援センターの使用料として、市長に納付しなければならない。</p>
---	---

### (さいたま市杉の子園条例の一部を改正する条例)

第2条 さいたま市杉の子園条例の一部を改正する条例（平成13年さいたま市条例第166号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(業務)</p> <p>第2条 園は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 障害児に係る次に掲げる相談支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第19項に規定する相談支援をいう。第4条第3項において同じ。）に関すること。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(利用者の資格)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 相談支援を利用できる者は、障害児の保護者であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第20項に規定する主務省令で定める便宜を受けようとするもの又は同法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等に該当するものとする。</p>	<p>(業務)</p> <p>第2条 園は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 障害児に係る次に掲げる相談支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第18項に規定する相談支援をいう。第4条第3項において同じ。）に関すること。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(利用者の資格)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 相談支援を利用できる者は、障害児の保護者であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第19項に規定する主務省令で定める便宜を受けようとするもの又は同法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等に該当するものとする。</p>

(さいたま市はるの園条例の一部改正)

第3条 さいたま市はるの園条例（平成22年さいたま市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(業務)</p> <p>第2条 園は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 障害児に係る次に掲げる相談支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第19項</u>に規定する相談支援をいう。第4条第3項において同じ。）に関すること。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>（利用者の資格）</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 相談支援を利用できる者は、障害児の保護者であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律<u>第5条第20項</u>に規定する主務省令で定める便宜を受けようとするもの又は同法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等に該当するものとする。</p>	<p>(業務)</p> <p>第2条 園は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 障害児に係る次に掲げる相談支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第18項</u>に規定する相談支援をいう。第4条第3項において同じ。）に関すること。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>（利用者の資格）</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 相談支援を利用できる者は、障害児の保護者であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律<u>第5条第19項</u>に規定する主務省令で定める便宜を受けようとするもの又は同法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等に該当するものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。